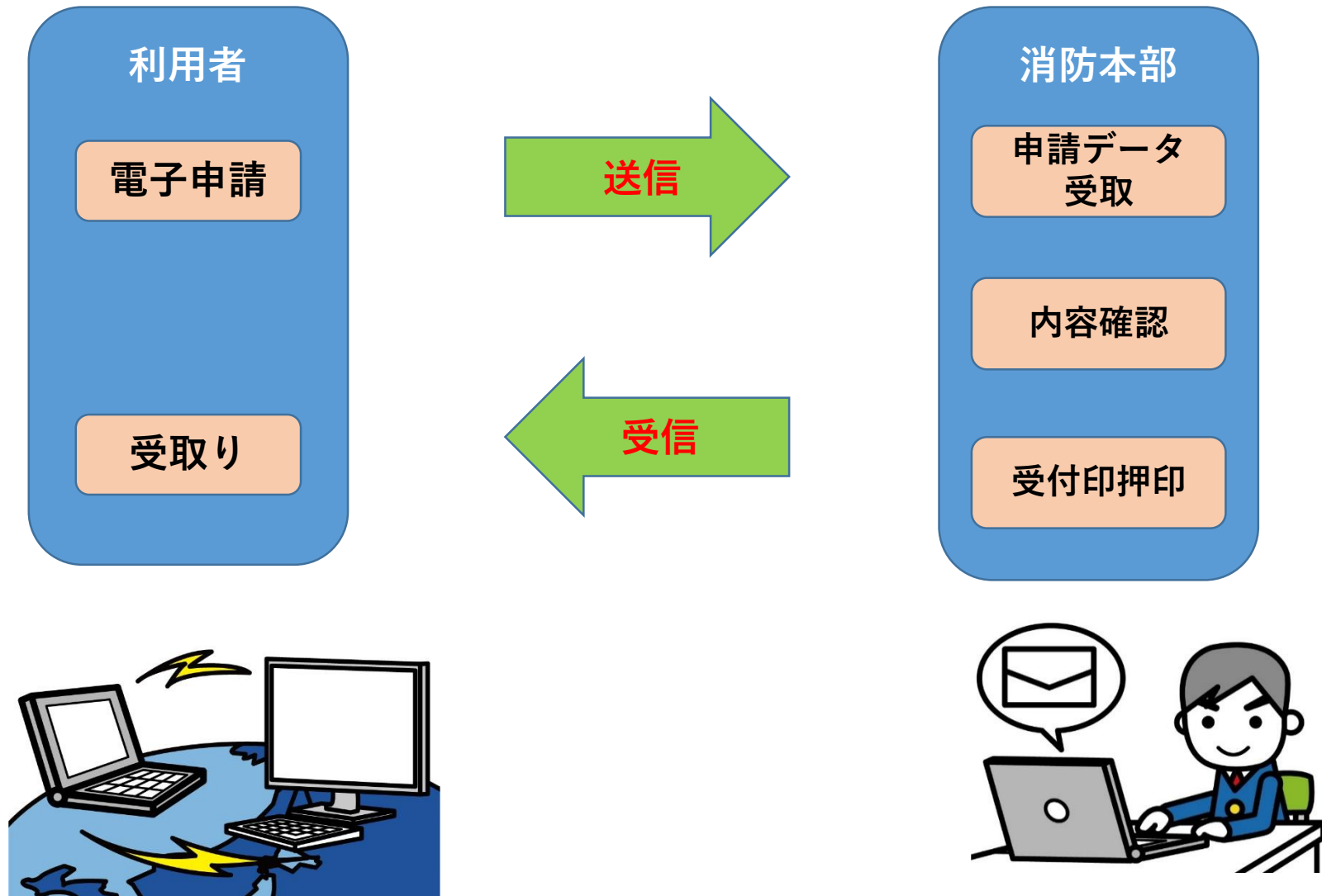


電子申請の流れ

電子申請は3つのSTEPのみ

- 1 電子申請する人の情報を入力
- 2 必要な書類を添付し、送信
- 3 受付印が押印された書類を受信

電子申請の流れ



電子申請方法

パソコンやスマートフォンで「中津市」と検索し、
「電子申請」をクリック

The screenshot shows the Nakatsu City website with a blue header and a white navigation bar. The main content area features a large banner for '帯状疱疹予防接種の費用助成について' (About the subsidy for the cost of the shingles vaccine). Below the banner, there is a table of vaccine types and costs, and a section for '申請方法' (Application Method). At the bottom of the page, there is a 'ピックアップ' (Pickup) section with four icons: '電子申請' (Electronic Application), '窓口の混雑状況' (Counter congestion status), '体育施設予約状況' (Sports facility reservation status), and 'ご意見・ご要望' (Opinions and requests). The '電子申請' icon is highlighted with a red box.

中津市 Nakatsu City

▼ 本文△ ふりがなをつける よみあげる 背景色 黒 白 文字の大きさ 拡大 標準 縮小 言語を選択 ▼

組織案内

くらしの情報 事業者の方へ 子育て・教育 観光・移住 市政情報

Mayor's room よこそ市長室へ

City council 中津市議会

防災ポータルサイト

日曜・休日救急当番医

中津市について

中津市の紹介 人口と世帯

市報なかつ 市の財政状況

定例記者会見 ふるさと納税

パブリックコメント 例規類集

帯状疱疹予防接種の費用助成について

中津市では、令和 6 年 4 月 1 日から、中津市に住民登録のある 50 歳以上の方を対象に帯状疱疹任意予防接種の費用を一部助成します。

助成内容

ワクチンの種類	助成回数	助成の上限額
生ワクチン	1回	5,000 円/回
不活化ワクチン	2回	10,000 円/回

※ 接種費用が助成額より低い場合は、差額に合わせた費用を助成します。
※ 令和 6 年 4 月 1 日以降に接種した予防接種が対象となります。
※ 生活保護受給者は、全額助成します。
※ 不活化ワクチンの 2 回目は、1 回目から 2 か月～6 か月後までの接種が助成の対象です。
(6 か月を超えた場合は費用助成の対象外)医師の判断で 1 か月に短期間可。

申請期間

予防接種を受けた日から 1 年以内

※ 不活化ワクチンの場合、2 回分まとめて申請できますが、申請期間は、1 回目・2 回目の接種日からそれぞれ 1 年以内です。

申請方法

中津市役所地域医療対策課(または各支所総務・住民課)に以下の①～④を持参し、申請書を記入。

①領収書・明細書(原本に限る)
医療機関名・予防接種の種類・予防接種を受けた人の氏名・接種日・領収金額・領収印・領収日が明記されたもの
②接種記録(不活化ワクチン 2 回目の申請の場合も、1 回目の接種日が分かるものが必要)
③振り込み先がわかるもの(通帳など)
④本人確認ができるもの(免許証、保険証など)
※ 郵送での申請を希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 中津市地域医療対策課 TEL 0979-62-0900

ピックアップ

電子申請 窓口の混雑状況 体育施設予約状況 ご意見・ご要望

電子申請を
クリック

電子申請方法

カテゴリから「消防・防災」を選択して下さい。

【大分県中津市】手続き一覧



【大分県中津市】手続き一覧

お知らせ

◆中津市の手続き等に関するURLやQRコードの利用は、下記のいずれかからお願いします。

- ・ 中津市公式HP、手続き一覧ページ（このページ）
- ・ びったりサービス（マイナポータル）
- ・ 中津市公式LINE
- ・ 市報なかつ
- ・ 中津市が送付した通知書

（中津市が作成・発行していない媒体に掲載されているURLやQRコードを利用することは控えてください）

◆中津市のフォームは「LoGoフォーム」を使って作成しており、URLは、【https://logoform.jp/form/GEJZ/*****】の形となります。

◆QRコードを読み込む際【https://logoform.jp/f/*****】の形で表示されることがありますが、その際はフ

手続きの選択

該当件数: 17 件

表示件数
15

件 ▾

カテゴリ検索

Q 650_消防・防災 (17件)

× ▾

Q キーワード検索

消防・防災を選択

電子申請方法

「火災予防関係申請」の「申請」を選択して下さい。

☰ 罹災証明書交付申請

地震や台風などの自然災害により住家等に被害が発生した場合に、被災された方からの申請に基づいて、市が住家等の被害を証明するものです。

カテゴリー: 650_消防・防災

🔍 詳細を確認

✎ 申請

☰ 火災予防関係申請

カテゴリー: 650_消防・防災

🔍 詳細を確認

✎ 申請

☰ 消防訓練計画通知書

これから消防訓練を実施しようとする方の手続き申請フォームです。

カテゴリー: 650_消防・防災

🔍 詳細を確認

✎ 申請

入力方法

火災予防関係申請

入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 申請者について教えてください。

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

0 / 64

電話番号

電話番号 必須

0 / 15

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

Q2. 申請項目を選んでください。

- ☐ 防火管理関係
- ☐ 消防設備関係
- ☐ 危険物関係
- ☐ 条例等届出関係

※申請に必要な情報を入力してください。

Q3. 必要な書類を添付してください。

入力方法

Q2. 申請項目を選んでください。

- ☒ 防火管理関係
- ☐ 消防設備関係
- ☐ 危険物関係
- ☐ 条例等届出関係

- ☐ 防火・防災管理者選任(解任)届出
- ☐ 消防計画作成(変更)届出
- ☐ 統括防火・防災管理者選任(解任)届出
- ☐ 全体についての消防計画作成(変更)届出
- ☐ 自衛消防組織設置(変更)届出
- ☐ 管理権原者変更(防火管理・防災管理)届出
- ☐ 防火対象物・防災管理点検結果報告
- ☐ 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請

※申請項目を選択したら、項目が展開します。

Q3. 必要な書類を添付してください。



※添付ファイルは、最大5つまで添付できます。

申請後

申請データを消防本部に送信すると、申請者情報で入力したメールアドレスに「送信完了ー火災予防関係申請」というメールが届きます。消防本部で申請書類を確認後、受付印を押印したファイルを返信します。

なお、申請に不備等があった場合は、消防本部の担当係よりご連絡することがあります。

別記様式第1号	
防 災 管 理 者	種 別 (☐ 甲種 (☐ 新規講習 ☐ 再講習) ☐ 乙種) ☐ 防災管理 (☐ 新規講習 ☐ 再講習)
	講 習 機 関 修了年月日 年 月 日
	講 習 種 別 その 他
	□令第3条第1項第()号() □令第47条第1項第()号 □規則第2条第()号 □規則第51条の5第()号
任 務	氏 名
解 任	解 任 年 月 日 年
解 任 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	
受 付 欄 ^{※3}	

6.09.04

受付印を押印
します

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 - ※1欄は、複数権原の場合には管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 - ※2欄は、消防法施行令第2条を適用するものには同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものには管理権原に属する部分ごとに記入すること。欄が不足する場合は、任意で書類を作成し添付すること。
 - 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
 - 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書きを適用するものにはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
 - 防火・防災管理者の資格を証する書面を添付すること。
 - ※3欄は記入しないこと。



問合せ先
中津市消防本部消防課
予防 0979-22-9831
危険物 0979-22-9832

届出・申請ごとに必要な書類

※届出書、申請書などは中津市のホームページよりダウンロードして下さい。

- ・ 防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
届出書、資格を証する書面（例：防火管理講習修了証の写しなど）
- ・ 消防計画作成（変更）届出
- ・ 全体についての消防計画作成（変更）届出
届出書、消防計画書
- ・ 防火対象物・防災管理点検結果報告
報告書、点検票及びその他必要な添付書類
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
報告書、点検結果総括表、点検者一覧表、該当する設備点検票
- ・ 工事整備対象設備等着工届出
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
届出書、届出対象設備に応じた書類（関係図面など）

届出・申請ごとに必要な書類

※届出書、申請書などは中津市のホームページよりダウンロードして下さい。

- ・ 自衛消防組織設置(変更)届出
届出書、資格を証する書面(例：自衛消防業務講習修了証の写しなど)
自衛消防組織の編成内容
- ・ 管理権原者変更(防火管理・防災管理)届出
届出書
- ・ 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
申請書
- ・ 火を使用する設備等の設置の届出(急速充電設備・発電変電など)
- ・ 火を使用する設備等の設置の届出(ボイラー・乾燥設備など)
届出書、該当設備の設計図書・設置に関する図面など
- ・ 防火対象物使用開始届出
届出書、配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書(設備の配置図)

届出・申請ごとに必要な書類

※届出書、申請書などは中津市のホームページよりダウンロードして下さい。

- ・ 危険物製造所等譲渡引渡届出
届出書、譲渡、引渡しの事実が確認できる書類
- ・ 危険物製造所等品名、数量又は倍数の変更届出
届出書、品名・数量の詳細、危険物の性状（新規の場合）
- ・ 危険物製造所等廃止届出
届出書、危険物の処理及び撤去に係る措置内容及び工事計画書
- ・ 危険物保安統括管理者選任・解任届出
届出書
- ・ 危険物保安監督者選任・解任届出
届出書、実務経験証明書（様式第20の2）、危険物取扱者免状写し（表、裏）
- ・ 危険物製造所等使用休止再開届出
届出書、休止中の安全対策がわかる資料など
- ・ 危険物製造所等変更補修届出
届出書、案内図、配置図、設備関係図書及び安全対策書など

届出・申請ごとに必要な書類

※届出書、申請書などは中津市のホームページよりダウンロードして下さい。

- ・ 危険物製造所等設置者等変更届出
届出書
- ・ 危険物製造所等災害発生届出
届出書、災害発生の顛末がわかる資料・写真など
- ・ 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届出
届出書、案内図、配置図、設備関係図書及び仕様書など
- ・ 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱廃止届出
届出書、危険物の処理及び撤去に係る措置内容及び工事計画書
- ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取り扱いの開始（廃止）届出
届出書、案内図、配置図、設備等の写真
- ・ 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請
- ・ 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請
申請書、配置図、措置内容及び計画など